

資料6

令和7年11月17日
沖縄県総合教育会議資料

「県立学校家族休暇制度」の 試行的導入について

教育庁県立学校教育課

1. 概要

目的

令和8年度からの本格実施に向け、その成果や課題等を整理するため、県立学校に試行的に導入。

制度内容

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度。取得した日は欠席扱いにはならない。

制度詳細

(1) 試行期間

令和7年9月～令和8年3月（2・3学期）

(2) 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

(3) 取得できる日数

試行期間中3日まで（1日単位・分散取得可）

(4) 対象となる活動

保護者とともに過ごすこと以外、特に制限なし



2. 留意点

取得できない日

(1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

例1 始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

例2 中間考査・期末考査など各種テストの実施日

(2) その他学校が定める日



届出期限

生徒の実態等を考慮し学校が設定

※直前の届出を受け付ける場合もあるが、計画的な取得を促すため概ね1～2週間前を推奨

授業への対応

自主学习で対応し補習等を行わない（授業プリント等は担当教員で対応）

報告書等の提出

学校によっては報告書等の提出が必要な場合あり

2. 留意点

安全確保

- 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、幼児児童生徒の安全を十分確保してもらうよう保護者に周知
- 学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはならないことに注意が必要
※学校の管理下で発生した児童生徒等の災害に対し医療費等を支給する互助共済制度

その他

出席時数不足・出席日数不足の懸念がある生徒は、取得できない場合あり



3. 今後の取組

取得状況調査

取得者数や取得日数等を把握するための調査を実施し、全体の取得状況等を分析

保護者向けアンケート

意見や感想から課題を把握し、令和8年度からの本格実施に改善策を反映

市町村教育委員会への周知

県の取組内容や取得状況調査結果等を市町村教育委員会へ周知

